

指定事項の変更があった場合（当該変更のあった日から30日以内に届出が必要）

◇変更届の提出遅れ、未提出は違反行為に該当します。変更があった場合は期日内に必ずご提出ください。◇

届出の種類 添付が必要な書類		定款の写し	登記事項証明書 (法務局で発行した原本)	住民票の写しまたは 外国人登録証明書の写し (各区役所で発行した原本)	誓約書	備考	
指 定 事 項 の 変 更 内 容	事業者の氏名 又は名称	法人	○	○		登記事項証明書 住民票の写し (個人番号を含まないもの) 発行から3ヶ月以内のもの 定款の写しは直近のもの	
		個人			○		
	住 所	法人	○	○			
		個人			○		
	代 表 者	法人	○	○			○
	役 員	法人		○		○	
	主任技術者の 氏 名	法人					氏名変更後の「主任技術者の 免状もしくは技術者証」の写し
		個人					
	事業所の名称 又は所在地	法人					支店移転等本店の変更登記や 住民登録の変更を伴わないもの
		個人					
電 話 番 号 F A X 番 号	法人					事業者のものか事業所のものか 明記する	
	個人						

主任技術者の選任解任があった場合（遅滞なく届出の提出が必要）

主任技術者の選任	様式第8号 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書と「給水装置工事主任技術者の免状もしくは技術者証」の写し
主任技術者の解任	様式第8号 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書のみ